

泉区区づくり経営会議運営要綱（準則）

制 定 平成28年4月7日 泉政第20号（区長決裁）

（趣旨）

第1条 この要綱は、「区における総合行政の推進に関する規則」（平成28年3月横浜市規則第46号）第7条第3項の規定に基づき、泉区区づくり経営会議（以下「会議」という。）の運営に関し、必要な事項を定める。

（所掌事務）

第2条 会議は、次に掲げる事項を審議し、又は協議するものとする。

- (1) 区の重要な施策に関する事項
- (2) 総合調整に関する重要な事項
- (3) 区の行政運営の方針の策定に関する事項
- (4) その他区長が必要と認める事項

（運営）

第3条 会議は、区長が必要に応じて開催するものとする。

2 会議の出席者については、各回の審議事項に関係ある者に限ることができる。

（関係者の出席）

第4条 区長は、必要があると認めるときは、会議における審議事項に関係ある局の職員を会議に出席させ、その意見又は説明を求めることができる。出席を要請された局の職員は、会議に出席しなければならない。

2 区長は、必要があると認めるときは、国、県等関係行政機関及び関係事業者等に対し、会議への出席を要請することができる。

3 会議への出席を求められた局の職員は、審議事項に関する資料について、事前に区長から提出を求められた場合には、速やかに送付するものとする。

（公表）

第5条 区長は、会議の概要について、次に掲げる事項を泉区ホームページ等を通じて公表するものとする。

- (1) 日時及び場所
- (2) 出席者
- (3) 議事概要

（庶務）

第6条 会議の庶務は、泉区総務部区政推進課が行う。

（委任）

第7条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、区長が別に定める。

附則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成 28 年 4 月 15 日から施行する。
(泉区区づくり経営会議要綱の廃止)
- 2 泉区区づくり経営会議要綱（平成 15 年 4 月泉政第 508 号（区長決裁））は、廃止する。